

|    |                           |         |
|----|---------------------------|---------|
| 章  | 1 道路交通の安全                 | 大阪府警察本部 |
| 節  | 2 安全運転の確保                 |         |
| 項目 | (1) 運転者教育等の充実             |         |
| 細目 | ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実 |         |

[方針・重点等]

1 指定自動車教習所における教習内容等の充実

(1) 指定自動車教習所としての社会的責任を果たすため、交通事故の発生状況、道路環境等の交通状況を勘案しつつ、教習内容及び教習技法の充実を図るとともに、指導員等の資質の向上に努め、教習水準を高める。

(2) 指定自動車教習所の教習水準に関する情報を府民へ提供するよう努める。

2 取得時講習の効果的な推進

効果的な取得時講習が実施されるよう指導員等に対する教養を推進し、講習に対する指導・監督を行う。

(令和元年中)

| 対 象 / 区 分                  | 受 講 者 数 |
|----------------------------|---------|
| 副 管 理 者                    | 165     |
| 教 習 指 導 員<br>(みなし教習指導員を含む) | 688     |
| 技 能 検 定 員                  | 716     |
| 計                          | 1,569   |

|    |                  |         |
|----|------------------|---------|
| 章  | 1 道路交通の安全        | 大阪府警察本部 |
| 節  | 2 安全運転の確保        |         |
| 項目 | (1) 運転者教育等の充実    |         |
| 細目 | イ 運転者に対する再教育等の充実 |         |

〔方針・重点等〕

- 1 実効ある「更新時講習」を実施するため、講習に使用する視聴覚器材等の整備を進めるとともに、受講者の区分に沿ったきめ細やかな講習を実施するため講師に対する指導、教養を実施し、併せてタイムリーな情報提供を行うことにより、講習内容の充実を図る。
- 2 「高齢者講習」及び、一定の違反行為をした75歳以上の高齢運転者を対象とする「臨時高齢者講習」については、個々の認知機能に応じたきめ細やかで効果的な講習を実施する。
- 3 「違反者講習」については、実車等による指導内容や運転者の資質向上に資する社会参加活動内容の拡充を図るとともに、検査機器の診断結果に基づく個別指導を取り入れた参加・体験・実践型の講習を効果的に実施するため、講師に対する指導、教養を実施し、講習内容の充実を図る。
- 4 「停止処分者講習」については、常習飲酒運転者等に対して飲酒運転を防止する観点から飲酒疑似体験を取り入れた飲酒学級の講習内容の充実に努める。
- 5 「取消処分者講習」については、運転適性検査機器による検査等を行い、運転者自身の検査結果をもとに自己の運転適性を理解させ、実効ある講習を実施するとともに、指定講習機関の指導員に対し、講習内容及び教育水準の向上を図るため指導教養に努める。  
 なお、酒酔い運転又は酒気帯び運転を理由に取消処分を受けた者に対して、飲酒行動の改善や飲酒運転に対する規範意識の向上を目的とした「飲酒取消講習」を実施し、再発防止に努めている。
- 6 「初心運転者講習」については、初心運転者一人ひとりの安全運転意識を高め、運転に関する技能、知識等についての誤りを正し、将来に向かって事故、違反を繰り返すことのないように講習内容の充実を図る。
- 7 運転免許取得者教育が効果的に行われるよう、教習所における各課程の認定の促進及び教育内容の充実を図り、地域の交通安全教育センターとしての機能の充実に努める。

[各種講習の実施状況等（令和元年中）]

1 更新時講習実施状況

| 区 分        |         | 受講者数（人） |
|------------|---------|---------|
| 更新時<br>講 習 | 優良運転者講習 | 562,561 |
|            | 一般運転者講習 | 169,937 |
|            | 違反運転者講習 | 187,589 |
|            | 初回更新者講習 | 72,723  |
| 特定任意講習     |         | 452     |
| 計          |         | 993,262 |

2 高齢者講習実施状況

| 区 分     | 受講者数（人） |
|---------|---------|
| 高齢者講習   | 147,412 |
| 臨時高齢者講習 | 818     |
| 計       | 148,230 |

3 違反者講習実施状況

| 区 分   | 受講者数（人） |
|-------|---------|
| 社会参加型 | 3,313   |
| 実車型   | 4,465   |
| 計     | 7,778   |

4 停止処分者講習実施状況

| 区 分  | 受講者数 (人) |
|------|----------|
| 短期講習 | 13,728   |
| 中期講習 | 2,826    |
| 長期講習 | 3,164    |
| 計    | 19,718   |

5 再取得（取消処分者）講習実施状況

| 区 分     | 受講者数 (人) |
|---------|----------|
| 普通免許    | 2,152    |
| 二輪・原付免許 | 287      |
| 計       | 2,439    |

6 初心運転者講習実施状況

| 区 分   | 受講者数 (人) |
|-------|----------|
| 準中型免許 | 32       |
| 普通免許  | 1,329    |
| 大型二輪  | 42       |
| 普通二輪  | 383      |
| 原 付   | 465      |
| 計     | 2,251    |

7 運転免許取得者教育認定状況

| 区分             | 認定数 (箇所) | 課程数 (課程) |
|----------------|----------|----------|
| 1号課程           | 35       | 44       |
| 2号課程           | 15       | 20       |
| 3号課程 (75歳以上)   | 27       | 27       |
| 3号課程 (70歳～74歳) | 27       | 27       |
| 4号課程           | 16       | 16       |
| 5号課程           | 8        | 8        |
| 6号課程 (75歳以上)   | 27       | 27       |
| 6号課程 (70歳～74歳) | 27       | 27       |
| 6号課程 (70歳未満)   | 5        | 5        |
| 7号課程           | 4        | 5        |
| 8号課程           | 26       | 41       |

|    |                |                                       |
|----|----------------|---------------------------------------|
| 章  | 1 道路交通の安全      | 大 阪 府<br>大阪府警察本部<br>大阪府教育庁<br>大阪市・堺 市 |
| 節  | 2 安全運転の確保      |                                       |
| 項目 | (1) 運転者教育等の充実  |                                       |
| 細目 | ウ 二輪車安全運転対策の推進 |                                       |

〔方針・重点等〕

二輪車安全運転推進委員会、大阪府二輪車普及安全協会等と連携を図り、青少年はもとより、業務や通勤等で利用する者を重点として、二輪車の特性と交通事故の実態を理解させ、安全意識の高揚を図るとともに、安全運転の知識・技能を習得させる。

〔事業計画の概要〕

- 1 二輪免許・原付免許の所有者等に対する安全実技講習の充実  
二輪車の事故実態及び運転特性等について周知させるとともに、安全な運転行動の実践について指導を行う。
- 2 技能講習の推進  
大阪府二輪車安全運転推進委員会や大阪府二輪車普及安全協会が主催する「二輪車安全運転講習」、「原付安全運転講習」及び「グッドライダーミーティング」の指導体制を強化し、二輪車運転者の交通安全知識、技能の向上を図る。
- 3 街頭における指導取締り・キャンペーンの実施
  - ・ 「ミニバイク・自動二輪車・自転車の安全指導日」（毎月8日）
  - ・ 「バイクの日」(8月19日)
等を中心に、関係機関・団体と連携した街頭活動を活発に展開する。
- 4 ヘルメットの正しい着用及び胸部プロテクターの着用促進についての広報啓発活動の実施  
関係機関・団体等と連携し、二輪車運転者に対して、ヘルメットの着用効果を正しく理解させるとともに、身体保護のために胸部プロテクターの着用促進についての広報啓発活動を推進する。
- 5 2020 OSAKA二輪車セーフティチャレンジの実施  
二輪車関連企業・団体・販売事業者等と連携し、二輪車の運転者が一定期間無事故・無違反にチャレンジする「2020 OSAKA二輪車セーフティチャレンジ」を実施することで、二輪車の運転者の交通安全意識の高揚を図る。

・ 二輪車の安全運転講習実施状況

(令和元年中)

| 種 別        |                    | 回 数 | 受講者数   |
|------------|--------------------|-----|--------|
| 取得時講習      | 新規原付免許取得者に対する取得時講習 | 673 | 11,767 |
| 二輪車安全運転講習等 |                    | 7   | 275    |

|    |               |                  |
|----|---------------|------------------|
| 章  | 1 道路交通の安全     | 大 阪 府<br>大阪府警察本部 |
| 節  | 2 安全運転の確保     |                  |
| 項目 | (1) 運転者教育等の充実 |                  |
| 細目 | エ 高齢運転者対策の充実  |                  |

〔方針・重点等〕

高齢者が安全に運転できるよう、安全運転の能力を維持・向上させる教育を充実させるとともに、個々の運転適性に応じた運転継続の可否をよりきめ細かく判断できるように努める。

〔事業計画の概要〕

- 1 高齢運転者を対象とした関係機関等が行う各種講習の機会を通じて、個別に安全運転の指導を行う。さらに、受講機会の拡大を図るとともに、自発的な受講の促進に努める。
- 2 高齢者講習については、交通事故実態の周知を図るとともに、高齢者自身が加齢による身体機能の低下が運転に及ぼす影響を自覚し自己の運転特性を理解した安全運転を継続することができるよう努める。  
また、適正な認知機能検査及び効果的な高齢者講習の実施について、自動車教習所の指導・監督を行う。
  - ・ 受講対象者……免許証の有効期間が満了する者で、満了の日における年齢が70歳以上の者
- 3 認知機能検査、運転適性相談等の機会を通じ、認知症の疑いのある運転者を把握した際には、臨時適性検査等を確実に実施し、安全運転に支障のある者については運転免許の取消し等の行政処分を早期に実施する。
- 4 高齢運転者標識の表示は、運転者自身に安全運転を促すとともに、周囲の運転者に一定の配慮を求めるものであることから、高齢者講習において、その趣旨等について周知を図る。
- 5 自動車の運転に不安を有する高齢者が運転免許証を返納しやすい環境の整備を図るとともに、運転免許証を返納した高齢者に対する公共交通機関の運賃割引等の支援措置の充実を努める。

|    |                                      |                                   |
|----|--------------------------------------|-----------------------------------|
| 章  | 1 道路交通の安全                            | 近畿運輸局<br>大阪府<br>大阪府警察本部<br>大阪市・堺市 |
| 節  | 2 安全運転の確保                            |                                   |
| 項目 | (1) 運転者教育等の充実                        |                                   |
| 細目 | オ シートベルト・チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底 |                                   |

〔方針・重点等〕

自己の被害のみならず社会的損失を自ら防止し、併せて交通安全意識の高揚を図るため、いわゆる「自助努力」を身につけるとの考え方に立って、正しい着用の指導を徹底する。

〔事業計画の概要〕

- 1 4月10日のシートベルトの日及び春・秋の全国交通安全運動をはじめとした各種運動等の機会を通じてシートベルト・チャイルドシート・ヘルメットの着用の励行及び正しい着用方法、着用率の低い後部座席におけるシートベルトの着用についてのキャンペーン、街頭指導等啓発活動を展開する。
- 2 各種講習会や各種広報媒体等を活用して、着用効果とその正しい着用方法についての広報啓発を徹底する。
- 3 企業等の責任者・安全運転管理者等に対する働きかけを強化し、事業所ぐるみによる取組みを促進する。
- 4 バス、タクシー事業者に対しては、乗務員及び乗客のシートベルトが正しい方法により着用されるよう指導するとともに、特に、高速道路におけるシートベルトの着用の徹底を指導する。



|    |  |         |
|----|--|---------|
| 章  | 1 道路交通の安全                                | 大阪府警察本部 |
| 節  | 2 安全運転の確保                                |         |
| 項目 | (1) 運転者教育等の充実                            |         |
| 細目 | カ 自動車安全運転センターの業務の充実<br>キ 自動車運転代行業者の指導育成等 |         |

〔方針・重点等〕

自動車安全運転センターの行う通知、証明業務等の一層の充実強化を図るとともに、高度な運転技能と専門的知識を必要とする安全運転指導者や職業運転者、青少年運転者等に対する参加・体験・実践型の交通安全教育の充実を図る。

〔方針・重点等〕

自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護を図るため、自動車運転代行業者に対し、立入検査等を行うほか、無認定営業、損害賠償措置義務違反、無免許運転等の違法行為の厳正な取締りを実施する。

〔事業計画の概要〕

「運転代行サービスの利用環境改善プログラム」（平成20年2月7日警察庁・国土交通省）及び「安全・安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策」（平成24年3月29日警察庁・国土交通省）に基づき、事業者に対する指導監督の強化とともに、業界団体による業界健全化に向けた自主的な取組みに対する支援・協力を行うことにより、その健全化を図る。

自動車運転代行業者の申請・認定状況（令和元年中）

| 区 分    | 件 数 | 法 人 |     |
|--------|-----|-----|-----|
|        |     | 法 人 | 個 人 |
| 認定     | 9   | 1   | 8   |
| 認定証の返納 | 14  | 1   | 13  |
| 営業所の総数 | 204 | 31  | 173 |

|    |   |       |
|----|---|-------|
| 章  | 1 道路交通の安全                                       | 近畿運輸局 |
| 節  | 2 安全運転の確保                                       |       |
| 項目 | (1) 運転者教育等の充実                                   |       |
| 細目 | ク 独立行政法人自動車事故対策機構による自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実 |       |

〔方針・重点等〕

自動車運送事業者に対し、独立行政法人自動車事故対策機構の適性診断を積極的に活用するよう働きかける。

〔事業計画の概要〕

運転者適性診断受診料補助

- 令和2年度運輸事業振興助成交付金に係る事業により独立行政法人自動車事故対策機構が実施する運転者適性診断受診料補助を有効に活用し、安全運行の確保に努めるよう指導する。
- 令和2年度適性診断受診計画(自動車事故対策機構 大阪主管支所)

| 業 態     | バ ス   | ハイタク<br>(法人) | ハイタク<br>(個人) | トラック   | 自家用   | 合 計    |
|---------|-------|--------------|--------------|--------|-------|--------|
| 受 診 者 数 | 3,682 | 4,657        | 565          | 16,578 | 2,104 | 27,586 |

|    |                  |         |
|----|------------------|---------|
| 章  | 1 道路交通の安全        | 大阪府警察本部 |
| 節  | 2 安全運転の確保        |         |
| 項目 | (1) 運転者教育等の充実    |         |
| 細目 | ケ 悪質危険な運転者の早期排除等 |         |

〔方針・重点等〕

道路交通の安全を確保するために、行政処分制度の迅速かつ適正な運用等により、悪質危険運転者の早期排除を図る。

〔事業計画の概要〕

- 1 早期の行政処分手続きに努めるとともに、長期未執行者に対する処分執行の強化、仮停止処分の積極的な適用を行うなど、迅速・適正な処分執行により悪質・危険な運転者の早期排除を図る。
- 2 認知症やてんかん等「一定の症状を呈する病気等」にかかっていると疑われる者等に対する臨時適性検査等の迅速・的確な実施に努めるとともに、平成26年の改正道路交通法により施行された運転免許の効力の暫定的停止制度を適正に運用する。